

## 第68回神奈川県公園等審査会議事録

(冒頭、委員総数10名のうち9名の出席を確認し、定足数を満たすことから審査会は有効に成立している旨、及び浦田会長が議長に就任する旨を事務局から発言)

(会長)

それでは、ただいまから、第68回神奈川県公園等審査会を開会いたします。まず、事務局から、本日の「傍聴状況」と「審査会の公開・非公開の扱い」について、報告をお願いします。

(事務局)

まず、傍聴状況についてですが、現時点で、傍聴の申し出はございません。また、本日の審議会で、御審議いただきます案件につきましては、「神奈川県情報公開条例」に規定する「非公開事由」には、該当していませんので、「公開」で御審議いただくこととなります。

(会長)

それでは、本日は傍聴の申し出がなく、かつ公開ということで、早速案件の審議に入らせて頂きます。それでは議事に入ります。まず議事の1番目、「個別公園の整備・管理計画について」について、事務局から説明願います。

(事務局から資料1、参考資料1-1、及び1-2に基づいて説明)

(会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、御発言願います。

(委員)

スケジュールを見ると令和3年度にヒアリング等を行い、成案を策定するとなっておりますが、令和3年度中に27公園の全て行う予定でしょうか。

(事務局)

まずは、令和2年度中に、27公園の素案を作成するところから始めたいと考えております。ヒアリング等については、各公園で進捗がそれぞれ異なることが予想される場所ですので、令和3年度末に向けて、順次進めていきたいと考えております。

(委員)

こうした取組自体はすごく大事なことだと思います。利用者の意見を聞くことも良いと思います。しかし、利用団体という言葉が少し気になります。団体だけではなくて、まさに公園に来ている方、日常的に公園に来ている一般利用者の声を大事にするような仕掛けができるとさらに良いと思います。

例えば、運動公園については運動する団体、遠方から来ている人もいると思います。色々な人の意見を聞いていると、取りまとめるのが難しくなってくる面はあると思いますし、大変な作業になると思います。ただ、そのあたりの作業を丁寧にやって方向付けをしておかないと、実際に動き出したときにトラブルが起こる可能性があります。是非そのあたりを検討して頂きたいです。

(委員)

今回の「個別公園の整備・管理計画」の特徴として、おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設をリスト化するのは、いい取組だと思います。

一方、実際のリストの例として保土ヶ谷公園で拝見すると、「整備」といった場合、非常に範囲が広い言葉だと思います。特に施設については、一口に「整備」といっても、建て替えから一部補修まで、その他管理運用面での効率化といった色々な意味が考えられます。保土ヶ谷公園のリストの例では「更新」といった言葉が多く並んでいますが、最終的にどんな姿を目指すのでしょうか。例えば、野球場は補修では間に合わないから、建て替えるのでしょうか。そういったところまで示すとすると、それは県がやるべき仕事なのか、そうでないのか、といった形を示すことにもつながります。そうすると事業主体が変わってくることになると思います。その辺まで明示することは難しいのでしょうか。または、その辺は、まだ何も決まっていないという認識でよいのでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃるとおり、行政主体でやるべきか、公民連携でやるべきか等といった事業主体の問題があると思います。ただ、このマスタープランの段階では、方法・事業主体を特定しない方法でやりたいと考えております。

行政としては、リストに掲げられたところを、事業効果の記載の仕方というのは色々あると思いますが、基本的には更新していくというビジョンの提示です。今のままではダメなんだ、ということで、そこをビジネスチャンスととらえる事業者がいるかもしれないし、2, 3年経って事業者が現れないから、やっぱり行政で対応すべきだという議論になる、といったこともあり得ると思います。

手法のイメージについては、現段階では敢えてしない方が良いのかな、というのが庁内での議論の基調です。

(委員)

保土ヶ谷公園は多くの施設があって、素案でも多くの施設がリストに挙がっていますが、10年以内に着手すべき施設の中でも優先度の高い施設を示すことはしないのでしょうか。

(事務局)

実は「リスト」に「整備時期」という欄を設けることも考えており、委員ご指摘の点についても検討課題のひとつであると考えています。

(委員)

メリハリをつけるという趣旨からすれば、「整備時期」を示す方が良いと思います。

(委員)

27 公園の個別計画をまとめるというのはいい方向性だと思います。最近、公民連携の法制度がどんどん整備されており、自治体にとっては、それを解釈して事業化していくのは、ついていだけでも精いっぱい状況もあると思います。頭を悩ませている状況だと思います。そういった中で、公募をかけてしまって、優れた計画が出てくれば良いというのもひとつのやり方だと思います。他の自治体でそういった例もあります。

ただ、そうはいっても、やはり所管自治体が方向性を出した中で、しっかり勉強をした事業者が応募してこないという思いがあります。そういった意味では、先だって方針を世の中に発信していくことは、非常に重要なことだと思います。

その上で意見をいうと、この指針の期間の 10 年というのは、10 年の間になんとかしていきたいというものを示すものであるのでしょうか。例えば、2050 年のあるべき姿があってそこから逆算すると、10 年後にはこれくらいはやっておかないといけない、という位置づけなのではないでしょうか。個人的には、もっと大きな夢を描いてもいいような気がします。

ただ一方で、現在は大きな過渡期にあることも事実であって、気象災害も激甚化したり、新型コロナウイルスの流行後の社会変容、人口構成の変化とともにこれから益々認知症患者も増加してきます。そういったときに重要となるのが「公園緑地を核とした課題解決」だと思います。その観点で見た時に、10 年後までにこうしたいというストーリーを入れられたら、なお良いのではないかと思います。

(事務局)

保土ヶ谷公園の場合ですと、参考資料 1-1 の 9 ページに記載しました「公園の目指す姿」の欄で、100 年後の公園の目指すべき姿を記載させて頂いたつもりです。そうした時間軸の中で、10 年後ではこうしていきたい、というものを重点的な目標等として記載しています。

(委員)

各公園の中長期的な姿を示して、計画的にやっていこうというのは大変良いことだと思います。今までは、少しずつ公園を増やしてきた 27 公園となりました。

そこで、公園の要素として重要なものは何かと考えたとき、それは「癒し」だと思います。特に県立公園は規模が大きいものが多いです。また、それぞれ公園の生い立ちや、沿革も異なります。そういったことを考慮して、画一的な管理ではなくて、管理していこうというのは良いことだと思います。同時に、人口構成や人口そのものが減少していく社会にあって、身近な市町村の公園と県立公園の役割の違いもあると思います。取組方針は概ね 10 年ということですが、もう少し中長期的に考えていっても良いと思います。

(委員)

個別の公園の計画をまとめていくというのは大変良いと思います。また、構成としても、非常に分かり易い構成になっていると思います。課題とそれに対する方向性が示されているのが分かり易いです。

先ほど「おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設」についての話がありましたが、おおむね 10 年といったときに、もっと明確な時期を示さなくてはならないと思います。時期が示せないのであれば、せめてその施設の履歴などを載せるとよいのではないのでしょうか。そういったデータがあると、見る人からすれば「この施設は古くて、かつ手がついていないのだな」ということ等、施設の状態がある程度想像できるので、そういった記載方法も考えられると思います。また、体育館などはほんの少しの更新で済むのか、大規模な更新が必要なのか、そういった情報も盛り込むと良いと思います。

あとは、新型コロナウイルスへの対応ということを考えてときに、管理のところで記載をされていたと思いますが、安全性の部分にも、触れるのが良いのではないのでしょうか。

また、今後の公園の役割を考えたときに、都市づくり等の中で公園の価値が再評価されていくことになると思います。コロナ後の新しい生活様式の中で、利用者がどういった公園の利用の仕方をしていくのかということについて、頭の片隅に置きながら計画をまとめていって欲しいと思います。

つい最近、国土交通省で新型コロナウイルス感染症後の都市づくりについての中間報告が出されていまして。その中で、かなり公園の話が取り上げられていまして。個別公園計画の中で 10 年後を見据えていくのであれば、そういった点も考慮して計画を作成して欲しいと思います。

(委員)

今回保土ヶ谷公園が題材に挙がっており、私も保土ヶ谷区選出であるので、保土ヶ谷公園は身近に感じている公園の一つです。私も個別の公園に関する計画をたてていくのは大変良いことだと思います。各個別の公園の特性等を踏まえて、アピールすることにもつながっていくことになると思います。

保土ヶ谷公園に関していえば、「運動と文化」という記載がありましたが、保土ヶ谷公園の目指す姿の中に、もう少し文化の面に関する記載を追加した方が、保土ヶ谷公園の特徴をおさえることができるのではないかと感じました。

それから、コロナ禍の中、視察もなかなかできない状況で、しばしば公園に行く機会がありました。そうすると、ところどころ老朽化した施設、たとえば、掲示板や道案内の標識などがくたびれていて、文字も見えなくなっている様子が目につきました。やはり、最低限やらなければいけないことはしっかりおさえておかなければいけないと思います。あまり大きなことは期待できないかもしれませんが、公園利用者が行って気持ちが良いと感じてもらえる公園づくりが大事だと思います。これから公園に対する期待が大きくなってくるとは思いますが、広い場所があるということ、市町の公園とは違うという、県立公園の良さをしっかり捉えて、色々な事業者に手を挙げていってもらえればと思います。

(委員)

保土ヶ谷公園についての重点的な課題の中で、「高齢者、障がい者など誰もが楽しめる公園づくり」という記載がありますが、子どもや老若男女だれでも楽しめる公園という記載も入れて頂きたいです。現状では運動をするスポーツ団体人たちにはニーズに合っているから良いかもしれませんが、小さな子どもたちも楽しめる内容の公園にして欲しいです。乳児から幼稚園くらいの子どもたちであれば、大体親子連れで来るので、老若男女様々な人が楽しめる公園になると思います。様々な世代の交流の場になると思うし、青少年の健全育成の上でも良いと思います。是非そういった施設をつくってもらいたいと思います。

(委員)

保土ヶ谷公園の素案の 16 ページの「おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設等」についてのリストを見ると、建物系のものが多くハード系に偏っている印象を受けます。公園全体のデザインを見直すといった面もあるのではないかと思います。たとえば、植栽の在り方についてや、景観的な意味合いから接道部をどうすべきであるのか、公園の全体像をどうするのかといった視点を入れておくと良いと思います。

(事務局)

アフターコロナという話が出ましたが、この先コロナの影響がどうまちづくりに影響するかということは、今ちょうど議論がはじまりかけたところかなと私たちは思っております。そういった中で、公園を核とした地域の課題、コロナが収束しても第 2、第 3 のコロナが出てくる可能性がある。そうしたときに、ひとつのキーワードとして、「密」にならないということが挙げられると思います。

また、働く場所や住む場所の選択肢が広がってきているのではないかと感じている。必ずしも東京で働いたり、住む必要がなくなってきています。その中で、公園や緑地の果たす役割というのが大きな問題となってくると思います。

今回の個別計画は来年度策定する予定にしていますが、その後、今言ったような状況が見えてきた段階で、一度策定した計画をつくりっぱなしではなく、しっかりと更新して公園をどう活かしていくのか、ということを考えていきたいと思っています。

(会長)

それでは一つ目の議題はここまでにして、次に議事の 2 番目、「Park-PFI の活用に向けた取組」について、事務局からご説明願います。

(事務局から資料 2-1、2-2、2-3、及び 2-4 に基づいて説明)

(会長)

今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

(委員)

3点意見があります。

課題1の点については、基本的には行政側の全額負担でも良いのかなと思っています。問題は金額の設定なのではないでしょうか。高いものではなくて、コンパクトなものから始めるのもありではないでしょうか。

2つ目は、課題3の指定管理者との関係ですが、県の方で利用者の意向を聞きながら公園の方向性を定めていくことも大事ですが、その一方で指定管理者の方も、公園をよりよくしていこうと提案をしているわけですから、途中からPark-PFI事業者が入ってきて色々されるのはどうなのかな、という気もします。もしPark-PFIを入れるのであれば、次期指定管理者導入の際にセットで入れるのが、タイミングとしてはベストかと思います。指定管理者にもPark-PFI導入することが前提の提案をしてもらうこともできます。

3つ目は、インセンティブの話ですが、年に1回くらい、民間事業者から匿名でアイデアを出してもらう機会を設けて、翌年にここでやりますよと、公募した方がよいのではないのでしょうか。随時の募集だと、不公平感や提案を横取りされたくないといった気持ちが民間事業者に出てくると思います。もう少し工夫が必要なのではないでしょうか。

(委員)

まず、資料2-3の課題1の事業者全額負担方式についてですが、公園によっては行政が一部を負担するという考えもありだと思います。ただ、公金を支出するとなると、一定の説明責任が伴うことになります。頭からPark-PFIという手段と決めずに、他の手段と比較検討した上で、最適なものはこれですよと市内・県民に説明をしていく必要があります。事業者全額負担方式ならば、そういった面での説明責任は軽くなると思います。

次にロングリストについてですが、民間事業者に事業提案をしてもらう上では、非常に有効な手段だと思います。このロングリストについても、随時民間事業者からの提案を受け付ける方法と、もう一つ、公園のある施設を更新等したいので行政の側から積極的にサウンディング調査を行ってアイデアを募集しますという方法の二つがあると思います。ロングリストをつくるけれども、必ずしもすべて民間からの提案待ちということではなくて、施設の状況等により、行政から動く形のものもあると思います。他の自治体で行っている民間提案制度も、両方を併用しているパターンがあります。たとえば、公共側がある課題を持っていて、これを解決するために、「いつごろに、このテーマについてサウンディングをやりますのでご提案をください」という感じですが。常に民間からの提案待ちということではなくて、ロングリストとして、両方をもっているのもよいのではないのでしょうか。

その上で、概ね10年といった話がありましたが、ロングリストとして10年というスパンは民間事業者からすれば長すぎると思います。もう少し短いスパンで、どの時期にどう目途をつけるのかといった視点が必要だと思います。

最後にインセンティブの話ですが、まず透明性や公平性という点には、当然留意すべきだと思います。あまり内部だけで決めずに、たとえばこういった審査会でインセンティブの在り方を検討してもよいと思います。そういった手続を踏む必要があると

思います。また、なぜインセンティブを付与するのか、という理屈付けを整理した方が良いと思います。庁内的にも対外的にも。

PFI 法 6 条の民間提案制度では、提案に対してインセンティブの付与ができる仕組みになっていますが、ここでは民間事業者自体が実施方針の公表資料としても耐えうるような資料を作成し、それに対して加点することができるというものになっています。たとえば、大府市の駐車場の例では、審査基準の中で、事業提案をした事業者に加点ができると規定されています。割合としては 1 割弱くらいの加点です。どういった理由で加点をするのか、加点の水準をどうするのかといった点について、他の自治体の先進事例を参考に検討されるとよいと思います。

#### (事務局)

行政がお金を出すのか出さないのかという点については、阿部委員や吉田委員の発言であったように、いくつかのパターンがあると思うので、先進事例等をよく検討していきたいと考えています。また、概ね 10 年という話についても、マスタープラン上はあまり細かく設定はできないという面は否定できませんが、メリハリ感が必要だという各委員の意見を踏まえて、民間事業者が応募しやすい形を、さらに検討していきたいと思います。

ロングリストの更新、募集の在り方等についても、たとえば、民間さんにメルマガを発信するとか、リストのメンテナンスの方法を含め考えていきたいと思います。

インセンティブの面については、現在の庁内の議論では、せっかく提案してもらったのにアイデアをタダで横取りするような形となるのはいかなものか、といった意見もあるところです。たとえば、単純な民間のノウハウという面にとどまらず、将来公募するときに、公募要領の一部になるという公共的な側面があるという点をとらえて、審査会などの第三者の意見を聞きながら、加点するようにするという点も考えられるので、そのあたりの仕組み作りも、今後よく検討していきたいと思います。

#### (委員)

資料 2 - 3 の課題の整理は、大変参考になりました。行政側の説明不足とありますが、相当説明はされてきたのだと思います。今後、相手にどういうことを伝えるのかということは大事になってくると思います。県立公園や緑地の目指すものとは何かという点を伝えていく必要があると思います。手続論については相当整理されていると思います。

緑地のもつ防災の観点やレジャー・レクリエーションの面に至るまで、指定管理者はどういった面を担うのか、Park-PFI 事業者はどういった面を担うのか、それがどう相乗効果を発揮するのか、ということを考えたときに、あまり〇〇公園の〇〇広場といったように範囲を限定してしまうと、公園全体に対する効果とか貢献といった点が出しにくくなってしまふ懸念があります。また、従来から公共として担ってきたミッションがあるけれども、より高い公益性やサービス向上のためには民間のノウハウを取り入れて実現していこう流れがあります。

そういった中で、指定管理者制度ができて、従来に比べて新たに達成できたものがあるはずで、さらに今回 Park-PFI 制度ができました。この制度で今までできなかった

たことが新たにできるようになりました。よりよい公園や緑地を目指す中で、公共のノウハウを活かして、行政の側からこんなことができますよ、などといった働きかけをしていってもよいのではないのでしょうか。

施設といった面に限定しすぎないもう少し広い視点から貢献する、という行政側からの提案を示しながら、その提案にのってくれる事業者を募る、という形にしていけないか、と思っています。

他の自治体をみると、指定管理者と Park-PFI 事業者を同一に募集しているところ、別々に募集していて、時期もばらばらのところ色々あります。その中で、神奈川県は、まず指定管理者があつたうえでの Park-PFI を考えていることは分かりました。ただ、それはなぜそうなっているのか、県としては Park-PFI を効果的に事業化していくためには別々にしていくのがいいんだ、という説明をまずして、それがあつて手続論があると思っています。

#### (事務局)

これからの時代は、冒頭、飯島委員が話された、公園の「哲学」とか「価値」といったものがキーワードになってくると思っています。そこがブレると、たとえば幕ノ内弁当のように整理されていたものが、リゾートみたいに混ぜた形になってしまうということだと思います。

湘南海岸公園を例に挙げると、公園全体を指定管理者が管理している中、駐車場は独立した運営の仕方をし、特許事業という方法で作ったレストランがあり、さらに新江ノ島水族館という PFI 法に基づく PFI 事業に基づく施設があつたり、色々な公民連携の手法を活用した施設が複数存在しています。そこに Park-PFI という制度をさらに導入すると、悪く言えば、「公園の哲学」といった観点からみれば、その都度その都度やりたいことをバラバラに導入しているといったことになりかねない。100年後どういった姿を目指しているのか、そういう点でブレる可能性があるなということが言えると思っています。

年間 200 万人という、県立公園で一番多くの利用者が来る公園であり、そうした人たちにどういった行政サービスを提供するのか、どういう環境を維持していくのかという問題があります。ただ一方で、財政的な観点から、公民連携の手法の導入が重視されている面があり、公園の目指す理想との折り合いをどうしていくのか、すごく悩んでいるところです。飯島委員の言う、公園の哲学等を踏まえた検討も必要であるというご指摘を踏まえて、今後検討していきたいと存じます。

#### (委員)

官民連携の手法は、あくまで手段であつて目的ではないはずですが。もともとその公園をどうしたいかというのがあつて、そこに課題がある、その解決のためにはどんな手段が適切か、という検討が必要です。個別計画の素案では、そのような構造になっています。そして、課題解決に向けては、従来型の公共だけのやり方では、効率的な面でも付加価値の向上という面でも対応が困難な状況になってきています。民間と連携しようといったときに、民間といっても企業なのか住民団体なのか、主体は様々です。その連携の仕方として何がいいのか、指定管理制度がいいのか、Park-PFI 制度が



いいのか、という話になります。

公園をよくしていこうといった目標があつて、公民連携をしたときに、その時々で最適な手法を選んできた結果、様々な手法が混在することになったとしても、それは適切な公民連携手法を選んできた結果で、たまたまそうなったのであれば、目標との関係では結果オーライということで問題視することはないと思います。

また、関連した点で、指定管理者の募集と Park-PFI の募集が重なったときは、神奈川県としては、指定管理者+Park-PFI として募集することもありうるのでしょうか。

(事務局)

今のところは、指定管理制度が土台にあつて、その上に部分としての Park-PFI があるという前提で、制度設計・運用をしています。

資料にも記載しましたが、指定管理者の募集の際に、後から Park-PFI を募集する可能性があり、その場合はその区域は指定管理者から外れるということを募集要項に記載する運用になると思います。

(委員)

今回の観音崎公園の Park-PFI のケースがあつてこれから 2 番目、3 番目のケースが出てくると思います。その中で、今日の議題の「個別公園の整備・管理計画」があり、今後 27 の計画ができてきて、そこには公園の生い立ちや特性が記載されることになると思います。その中では、公園の特性をどう活かしていくのか、ということが一番大事な点であると思います。

加えてここにロングリストができることになります。これらはすべて連動していくことになると思います。行政と民間、色々な団体と相乗してよりよい公園をつくっていくものが詰まっているのかなと思います。

先ほど、課題として挙がっていたインセンティブの点ですが、私は加点の度合いが重要だと思います。加点の具合によってはそれだけで事業者が決定してしまうので、よく検討してほしいです。また、手法についても、各委員が言うように、公園ごとに、訪問人数、施設の特徴、季節ごとに訪れる人数など公園の特性が異なります。それを踏まえて、どの公民連携の手法が良いのか、ということ丁寧検討してほしいです。

(委員)

確かに多くの委員のいうとおり、指定管理者と Park-PFI 事業者を同時に募集したり、同一の事業者であるのが理想的かもしれませんが、現実的に、既に各公園には指定管理者がいて、よほどのことがない限りは、指定管理者は変わらないと考えられます。そうすると、その中に入ってくる手法は、ロングリストということになります。よって、10 年以内ということではなくて、この公園はこれからこういうものを目指していくんだ、こういう計画があるということを、しっかり情報提供していくことが重要です。指定管理者の募集要項にも、そういったことを記載しておくべきです。そうすることによって、それぞれの応募者が、それぞれ価値観と目的に応じて応募することができるようになると思います。

(事務局)

各委員のご指摘は、Park-PFI はあくまで手段であって目的ではない、ということだったかと思います。ロングリストの冒頭に、ロングリストの趣旨などをしっかり記載できるように、これから議論していきたいと思います。

(委員)

今までの議論とは関係ありませんが、観音崎の Park-PFI の関係で、資料 2-2 の裏面でバーベキュー、ヨガイベントが未病の改善に寄与するとの記載がありますが、どうつながるのか疑問です。

(委員)

ロングリストのイメージがありますが、今日、各委員からでた意見がしっかり記載されているように思います。ただ、備考欄ではなくて、どういう公園にしたいのか、目指すのか、という公園の全体像と、その施設等をどうしたいのかという欄に分けて記載した方が、今日出た意見等を反映させやすいのではないかと思います。また、時期についても、前期・中期・後期と分けて書かれているので、10 年の中で早く更新等したいのか、緊急度が高いのかがある程度分かる記載になっていると思います。

それから、インセンティブについては、必ずしも先にアイデアを出した事業者に加点をする必要はないと思います。後から出てきた提案の方が素晴らしい場合もあるだろうし、加点の具合も結局はどれだけいい提案であるかによると思いますので、すべてのケースで一律何点加算ということではなくて、ケースによって加点の度合いを変えてもよいと思います。

(委員)

たとえば保土ヶ谷公園を例に挙げると、全国でも珍しい丘陵地にある運動公園で、起伏に富んでいる、さらに市内でも有数の斜面緑地を有していて、湧水の存在や貴重な動植物も生息しています。運動公園でひとつひとつの施設の面積が大きいですが、Park-PFI 導入に当たっては、そうした湧水や動植物の保全の観点から、また近隣の河川への排水負荷を軽減することを合わせ技とした、施設等への雨水を下水に全て流すのではなく、土壤に浸透させるようにつくりかえる、そうした取組に賛同する事業者を選定するとか、そういったことも考えられるのではないのでしょうか。

(会長)

意見も出尽くしたようですので、本日の予定していた議題を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいですか。

(一同)

異議なし

(事務局)

議長、ありがとうございました。また委員の皆様には、多数の貴重なご意見を有難

うございました。

本日の審査会資料は、事務局でまとめさせて頂き、各委員にご確認頂いた後、後日、県のホームページ上に掲載する予定ですので、ご承知おきください。

本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。